

都内中小規模事業所の

地球温暖化対策 報告書制度

2026
年度版



地球温暖化対策報告書の
オンライン提出受付中！

期限
までに
提出！

義務提出：8月31日

任意提出：12月15日

地球温暖化対策報告書制度に関する受付窓口
☎03-5388-3433



直近の報告書提出実績

年 度	提出事業者数			提出事業所数			CO ₂ 排出量(万t)		
	R5提出	R6提出	R7提出	R5提出	R6提出	R7提出	R5提出	R6提出	R7提出
義務提出	250	259	254	22,212	22,676	20,872	574	590	459
任意提出	2,057	2,562	3,248	10,381	10,807	13,054	60	65	72
合 計	2,307	2,821	3,502	32,593	33,483	33,926	634	655	531

(令和8年3月31日時点)

地球温暖化対策報告書制度とは

1 概要と目的

本制度は、都内で中小規模事業所を所有又は使用している事業者を対象に、各事業所のCO₂排出量と地球温暖化対策の状況等を『地球温暖化対策報告書』として、東京都に報告する制度です。
『地球温暖化対策報告書』の作成に取り組むことを通じて、各事業所のCO₂排出量を把握し、また、地球温暖化対策を継続的に実施していただくことを目的としています。

■制度の概要図



2 対象となる事業所・事業者

■対象となる事業所

都内の全ての中小規模事業所※
※年間（4月～3月）のエネルギー使用量が1,500kL/年（原油換算）未満の事業所

対象となる事業所等

オフィス・工場・ビル・店舗ほか



対象外

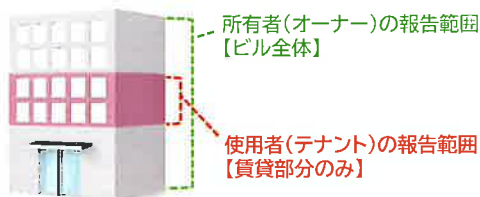
- 1 自動車・鉄道・船舶・航空機等の運行（運航）に伴うもの
- 2 住居
- 3 都外の施設

■対象となる事業者

都内に中小規模事業所を設置※する事業者
※所有又は使用すること

（例）テナントビルの場合

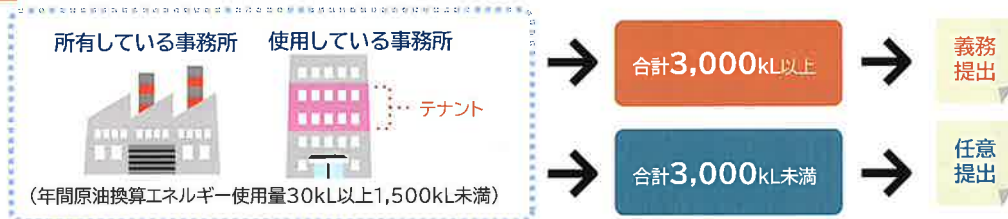
所有者（オーナー）と使用者（テナント）の双方とも対象事業者になります。



提出区分 『義務提出』と『任意提出』の2つがあります。義務要件に該当する事業者は『義務提出』、それ以外の事業者は『任意提出』です。

義務要件

同一事業者が都内に設置（所有又は使用）している、複数の中小規模事業所のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満のものを全て合計すると、3,000kL以上になる場合



3 主な報告内容

- ① 2030年度に向けた省エネと再エネ利用の目標・計画
都が示す省エネと再エネ利用の「2030年度の達成水準」を踏まえ、事業者の方が自ら2025年度から2030年度までの目標・計画を設定し、その実績年度の取組状況を報告します。目標・計画は初回設定以降、将来に向けて再設定できます。
- ② 実績年度のCO₂排出量（エネルギー等の使用量）
- ③ 実績年度の地球温暖化対策の実施状況

※実績年度とは、報告書に記載する実績の年度です。
（2026年度提出の場合は、一般的には、2025年度です。）

■2026年度提出期限

義務提出：8月31日（月）
任意提出：12月15日（火）

■提出方法

オンライン提出

※オンライン提出の手続方法等はこちらを参照ください。
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses/document/submit>
※提出に当たってお困り事がございましたら、受付窓口にご相談ください。



事業者単位で提出してください。

提出物：①報告書提出書 ②事業者情報 ③事業所情報(事業所ごとに作成)

作成方法:都環境局ホームページから「作成ツール」をダウンロードして報告事項を入力し、出力したデータをオンライン提出できます。
(印刷・郵送不要)

『作成ツール』の使い方

最新版を
ご使用ください。地球温暖化対策報告書
作成ツール
Ver10.0 2026/4/1

バナーをクリックしてダウンロード



オンラインで提出

「環境局トップ」⇒「地球環境・エネルギー」⇒「中小規模事業所における対策」⇒「報告書の作成・提出」⇒「報告書の作成」

作成ツールに報告事項を入力後、提出書及び報告書データを出力
エネルギー使用量の原油換算・CO₂排出量への換算等の
自動計算機能があります。

報告書の表紙(①報告書提出書)

「作成ツール」で必要項目を入力すると次の様式で提出用データを作成できます。

第2号様式の1.4 (第5条の19関係)

1 2026 年 4 月 25 日

東京都知事 殿

2 住 所 東京都新宿区西新宿2-**-*

3 氏 名 ○○株式会社
代表取締役社長 東京 太郎
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

地球温暖化対策報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の23 〔第1項
第2項〕の規定により
地球温暖化対策報告書を次のとおり提出します。

地球温暖化対策事業者 (温室効果ガス排出事業者 の氏名(法人にあっては 名称及び代表者の氏名))	○○株式会社 代表取締役社長 東京 太郎
地球温暖化対策事業者 (温室効果ガス排出事業者 の氏名(法人にあっては 主たる事務所の所在地))	〒163-**** 東京都新宿区西新宿2-**-*
地球温暖化対策報告書	別添のとおり
5 連 絡 先	総務部総務課CSR担当 大江戸次郎 電話番号 03-5388-**** Jiro.Ooedo@****.co.jp

提出事業者とは別の事業者が窓口となる場合

連 絡 先	総務部総務課CSR担当 大江戸次郎 電話番号 03-5388-**** Jiro.Ooedo@****.co.jp 【建物管理を受託している事業者を連絡先とする。】 △△ビル管理株式会社 設備部 小江戸花子 電話番号 03-0000-**** 〒163-**** 東京都新宿区西新宿**-** hanako-koedo@****.co.jp
-------	---

(事業者番号: A0000)

(日本産業企画A列4番)

〈記入内容〉

① 提出日

② 本社等の所在地

③ 氏名

法人名・代表者役職・氏名を記入
※代表者は、法人の代表権を持つ者を記入
※押印は不要です。④ 第1項(義務提出)／
第2項(任意提出)の選択(1)義務提出事業者
⇒第1項に○又は第2項に取消線(2)任意提出事業者
⇒第2項に○又は第1項に取消線

⑤ 連絡先(例1)

提出事業者の担当者(報告書の内容についての問
合せに対応できる方)の

- ・部署
- ・氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス

⑤ 連絡先(例2)

提出事業者とは別の事業者が窓口となる場合
(1)提出事業者の連絡先の下に、窓口となる
事業者との関係性について記入(2)窓口となる事業者の連絡先(連絡先説明・
会社名・部署・氏名・電話番号・郵便番号・
住所・メールアドレス)を記入※行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人
の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作
成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行
政書士法違反となりますので、ご注意ください。

事業者全体の取組状況に関する報告(②事業者情報)

事業者情報とは、各事業所の実績の合計を記入し、事業者全体として2030年度の目標・計画や取組状況を報告するものです。各事業所の実績の合計は、作成ツールで入力した各事業所のデータから自動算出し、2030年度の目標・計画に向けた取組状況も自動算出されます。

そのため、登録情報や設定した目標・計画の変更、特記事項及び取組方針等の記載以外は毎年度の記載は不要です。

報告項目※1	
事業者の情報	① 事業者氏名(法人は、名称及び代表者の氏名)
	② 事業者番号
	③ 報告書を作成した全ての事業所(以下、「全事業所」という。)の数
エネルギー 使用量等	④ 全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計
	⑤ 全事業所のエネルギー使用量の合計
	⑥ 全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計
	⑦ Scope別の二酸化炭素の排出量【任意の報告項目】
再エネ電気の 使用状況※2	⑧ 全事業所のオンサイト再エネ電気の自家消費量の合計
	⑨ 全事業所のオフサイト再エネ電気の使用量の合計
	⑩ 全事業所の小売電気事業者から購入した再エネ電気の使用量の合計
	⑪ 全事業所の再エネ由来証書の環境価値の充当量の合計
	⑫ 全事業所の再エネ電気の使用量の合計
	⑬ 全事業所の電気使用量に占める再エネ電気の割合
	⑭ 全事業所における再エネ100%電気を使用する事業所の割合
省エネ対策の 取組状況	⑮ 省エネルギー対策に係る2030年度の目標
	⑯ 省エネルギー対策に係る2030年度までの計画
	⑰ 省エネルギー対策に係る2030年度に向けた取組状況
	⑱ 省エネルギー対策に係る特記事項
再エネ利用の 取組状況	⑲ 再エネ利用(再エネ電気使用)に係る2030年度の目標
	⑳ 再エネ利用(再エネ電気使用)に係る2030年度までの計画
	㉑ 再エネ利用(再エネ電気使用)に係る2030年度に向けた取組状況
	㉒ 再エネ利用(再エネ電気使用)に係る特記事項
取組方針等	㉓ 取組方針
	㉔ 組織体制の整備の状況
	㉕ 二酸化炭素の排出削減の目標等【任意の報告項目】

※1:表の背景色の意味は次のとおりです。

青色:毎年度、必要に応じて事業者が作成ツールに入力する項目

黄色:変更や再設定する場合に事業者が作成ツールに入力する項目(初回提出は入力必要)

緑色:作成ツールで過去データを引き継ぎ及び各事業所のデータを取り込み、自動算出(前年度に作成ツールで作成・提出したデータが必要となります。)される項目

※2:オンサイト再エネとは、事業所の敷地内に設置された再エネ設備を、オフサイト再エネとは、事業所の敷地外に設置された再エネ設備を指します。

各事業所の取組状況の報告(③事業所情報)

事業所情報とは、各事業所ごとに前年度の実績を報告するものです。各事業所の原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量等については、作成ツールの活用により自動算出されます。

また、事業所に関する登録情報は、前年度データを作成ツールで引き継ぐことができるため、変更がない場合は毎年度の記載は不要です。

報告項目※1	
事業所の情報	1 事業所の名称
	2 事業所の所在地
	3 事業所の延床面積
	4 実績年度における事業所のエネルギー使用期間の1年度又は1年度未満の別
	5 事業所のある建物の築年
	6 事業所の省エネルギー改修年度 【任意の報告項目】
	7 所有形態(所有権の有無)
	8 報告範囲
	9 事業所の主たる用途
	10 産業分類
	11 連鎖化事業区分(連鎖化事業該当の有無及び該当時の直営店又は加盟店の区別)
エネルギー使用等の状況	12 原油換算エネルギー使用量
	13 エネルギー使用量
	14 延床面積当たりのエネルギー使用量
	15 燃料、熱、電気の使用量
	16 燃料、熱、電気の二酸化炭素排出係数
	17 燃料、熱、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量
	18 延床面積当たりの燃料、熱、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量
再エネ電気の使用状況※2	19 オンサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年
	20 オンサイト再エネ電気の自家消費量
	21 オフサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年
	22 オフサイト再エネ発電設備の設置場所(市町村郡まで)
	23 オフサイト再エネ電気の使用量
	24 小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類
	25 小売電気事業者からの購入した再エネ電気使用量
	26 再エネ由来証書の種類
	27 再エネ由来証書の環境価値の充当量
上下水道等	28 電気使用量に占める再エネ電気の割合
	29 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量
対策等	30 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量
	31 地球温暖化対策(省エネ対策及びエネルギーの使用状況の把握)※3
	32 先進的取組の実施状況※4

※1:表の背景色の意味は次のとおりです。

青色:毎年度、必要に応じて事業者が作成ツールに入力する項目

黄色:変更や再設定する場合に事業者が作成ツールに入力する項目(初回提出は入力必要)

緑色:作成ツールで過去データを引き継ぎ及び自動算出(前年度に作成ツールで作成・提出したデータが必要となります。)される項目

※2:オンサイト再エネとは、事業所の敷地内に設置された再エネ設備を、オフサイト再エネとは、事業所の敷地外に設置された再エネ設備を指します。

※3:都は、地球温暖化対策の中でも、比較的取組が容易かつ、中小規模事業所において確実に実施いただきたい対策として「重点対策」を3段階のレベル別に設定しています。詳細は作成ツールをご確認下さい。

※4:先進的取組とは、2030年よりも先の、2050年ゼロエミッションにつながる最新技術等を活用した、省エネ機器・設備やオンサイト・オフサイトにおける再エネ導入機器・設備等を導入する取組を指します。詳細は、地球温暖化対策報告書作成ガイドラインをご確認下さい。

5 2030年度の目標・計画の策定に当たって

■2030年カーボンハーフの実現を目指して

2025(令和7)年度からの地球温暖化対策報告書制度においては、都が示す省エネ及び再エネ利用に関する「2030年度の達成水準」を踏まえ、事業者が自ら2030年度までの目標・計画を策定し、毎年度、その取組状況を知事へ報告する制度となりました。

具体的には、事業者は、省エネ・再エネ利用の各々において「事業者の取組」又は「事業所の取組」のどちらかを選択し、それらを参考に、自らの省エネ対策・再エネ利用の目標・計画を策定します。

目標・計画の期間は2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までとし、2025(令和7)年度実績から、目標・計画に対する取組状況を報告します。

なお、計画期間中の事業所の設置や廃止・移転等により変更が生じる場合は、目標や計画を再設定することができます。

2030年度の達成水準

省エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を35%削減(2000年度比)※1
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち全てのエネルギー・ベンチマーク適合事業所のエネルギー使用原単位がレンジA※2
再エネ利用	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を50%
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気100%事業所の割合が20%※3

※1:基準年は原則2000年度とするが、都が示す「基準年表」から選択可能。「基準年表」に定める各基準年の削減率を目標設定の参考とする。

※2:全事業所数のうちベンチマーク適合事業所が7割以上の事業者のみ選択可能(適合事業所が7割を超えていない場合、作成ツールでは「事業所の取組」が選択できません)

※3:再エネ電気割合の100%を目指す事業所は、事業者が報告事業所の中から選択可能

・省エネの事業者の取組「基準年表」について

都が示す「基準年表」から基準年と2030年度に向けた目標削減率を選択し、その内容を踏まえ自らの2030年度に向けた目標・計画を策定します。例えば、事業者が2018年度を基準年として選択した場合には、2018年度にエネルギー使用量は約18%削減(2000年度比)のため、2030年度に向け、表が示す20%削減(2018年度比)が達成水準となります。

基準年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	359.3	350.2	351.0	340.5	354.5	366.3	354.6	361.4
エネルギー増減比 (2000年比)	0%	-3%	-2%	-5%	-1%	2%	-1%	1%
2030年度に向けた 目標削減率	35%	33%	33%	31%	34%	36%	34%	35%

基準年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	348.3	330.7	339.1	307.0	309.0	304.4	296.1	294.0
エネルギー増減比 (2000年比)	-3%	-8%	-6%	-15%	-14%	-15%	-18%	-18%
2030年度に向けた 目標削減率	33%	29%	31%	24%	24%	23%	21%	21%

基準年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	293.1	295.1	293.0	283.6	265.4	263.1	268.8		
エネルギー増減比 (2000年比)	-18%	-18%	-18%	-21%	-26%	-27%	-25%		
2030年度に向けた 目標削減率	20%	21%	20%	18%	12%	11%	13%		

・省エネの事業所の取組「エネルギー・ベンチマーク」について

エネルギー・ベンチマークとは、同じ業種の事業所のエネルギー使用原単位(延床面積当たりのエネルギー使用量＝エネルギー使用原単位)を基準にして、2030年度の達成水準レベルをベンチマークで示したものです。

報告された2018年度実績データをもとに都が作成しており、事業者は、事業所に適合するエネルギー・ベンチマークのレンジA(2030年度の達成水準レベル)のエネルギー使用原単位までの削減を目指します。

事業所ごとに業態が多様である等、比較に適さない場合は、ベンチマークの設定がないため、ベンチマークに適合しない事業所もあります。そのため、ベンチマークを活用した「事業所の取組」を選択できるのは、報告する全事業所のうちベンチマーク適合事業所が7割以上ある事業者のみとします。(なお、適合事業所が7割を超えていない場合、作成ツールでは「事業所の取組」が選択できません)

概要

○活用データ:報告書制度の2018年度実績を活用

○比較実績値:年間の延床面積当たりのエネルギー使用量 MJ/年・㎡(以下、「MJ/㎡」)

○レンジ:A+からFまでの7段階であり、2030年度の達成水準への到達はレンジA以上

レンジ	レンジが示すレベル	基準
A+	トップ10%レベル (同業種の2018実績での上位10%レベル)	2018年度の原単位の昇順で上位10%の値以下
A	2030年度達成水準レベル (平均値より20%以上削減)	上位10%の原単位の値超～ 2018年度の平均値の80%以下
B	Nearly2030達成レベル 水準まで90%(平均値より18%以上削減)	2018年度の平均値の80%超～ 2018年度の平均値の82%以下
C		2018年度の平均値の82%超～ 2018年度の平均値の100%以下
D		2018年度の平均値の100%超～ 2018年度の平均値の118%以下
E		2018年度の平均値の118%超～ 昇順で下位10%の値以下
F		2018年度の原単位の昇順で下位10%の値超

2018年度の
平均値 (MJ/㎡)
(= 100%)

業種区分の例

No.	業種区分	対象要件		事業所の延床面積
		用途等	産業分類	
1	オフィス (テナント専有部)	他社所有 建物一部使用 事務所	3921情報処理サービス業、 6911貸事務所業、96外国公務、 97国家公務、98地方公務を除く	Ⓐ 3,000㎡未満
				Ⓑ 3,000㎡以上
2	オフィス (自社ビル)	自己所有 建物全部使用 事務所	3921情報処理サービス業、 6911貸事務所業、96外国公務、 97国家公務、98地方公務を除く	Ⓐ 6,000㎡未満
				Ⓑ 6,000㎡以上
3	テナントビル (オフィス)	建物全部使用 事務所	6911貸事務所業	1,000㎡以上
4	テナントビル (商業複合系)	建物全部使用 物販、飲食、複合	6911貸事務所業	Ⓐ 1,000～3,000㎡未満
				Ⓑ 3,000～6,000㎡未満
				Ⓒ 6,000㎡以上
5	物販店 (コンビニ)	物販	5831コンビニエンスストア	Ⓐ 100㎡未満
				Ⓑ 100～150㎡未満
				Ⓒ 150～200㎡未満
				Ⓓ 200～400㎡未満

エネルギー・ベンチマークの詳細については、都環境局ホームページを参照ください。



関連施策・補助制度

都は、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、中小規模事業所や家庭における地球温暖化対策の拠点である東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、各種支援策を実施しています。

■関連施策・補助制度のお問合せ窓口(注意:報告書の受付窓口と異なります)

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

電話:03-5990-5239

メール:cnt-onestop@tokyokankyo.jp

ホームページで最新情報をご確認ください▶



省エネルギー診断

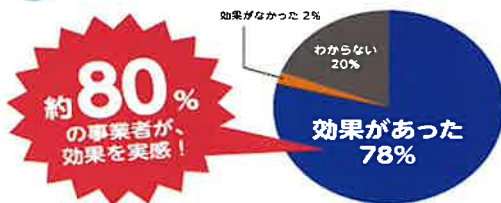
無料

約7,000件の実績

都の省エネルギー診断

経験豊富な診断員が、現地(事業所)にお伺いし、室内の明るさや室温を計測し、具体的な省エネ対策を提案します。

④ 省エネルギー診断を受診して、効果はありましたか?



■現地での診断時間は概ね60～90分

■メールで申込・事前調整

■診断から最短1か月で結果を送付

詳細はコチラ▶



セミナー講師派遣

無料

事業者や業界団体、行政機関が開催する省エネ・再エネの研修会等に講師を派遣します。

講義:基本メニュー(30～90分)

- ・経費のかからない省エネ対策
- ・省エネ設備導入に関する知識
- ・省エネによるコスト削減効果
- ・再エネに関する知識

■参加者にオリジナルテキストを進呈

■最新技術を体感できるショールームで研修会等を開催可能

詳細はコチラ▶



ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

地球温暖化対策報告書の提出が必要です

中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善の実践に係る経費の一部を助成します。

助成要件		助成上限額	助成率
CO ₂ 削減量28t-CO ₂ 以上		4,500万円	3/4
CO ₂ 削減量3t-CO ₂ 又はCO ₂ 削減率30%以上	省エネ診断受診	2,500万円	2/3
	自ら計画を作成	1,000万円	

詳細は
コチラ▶



事業の詳細は、クール・ネット東京のホームページからご確認ください。

令和8年度 東京都中小企業制度融資「HTT・ゼロエミッション支援」

HTT やゼロエミッション化に取り組む都内の中小企業者の資金繰りを支援します。地球温暖化対策報告書を提出し、都のウェブサイト上で公表している場合は、信用保証料の一部を補助します。

融資限度額	融資期間	信用保証料
2億8,000万円	15年以内(据置2年以内)	2/3を補助

詳細は
コチラ▶



融資メニューの詳細は、東京都産業労働局のホームページからご確認ください。

中小企業者向け省エネ促進税制

地球温暖化対策報告書の提出が必要です

「地球温暖化対策報告書」等を提出した都内の中小規模事業所等において、東京都の指定する導入推奨機器[※]を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免します。※設備対象:空調設備、小型ボイラー設備、照明設備、再生可能エネルギー設備
減免額:設備の取得価額(上限2,000万円)の1/2を事業税額から減免(ただし、事業税額の1/2を限度とします。)

【お問合せ先】

・対象設備について(東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京))

⇒ ☎ 03-5990-5087

導入推奨機器

検索

・減免手続について(東京都主税局)

個人事業税 ⇒ ☎ 03-5388-2969

主税局 環境減税

検索

法人事業税 ⇒ ☎ 03-5388-2963

※所管都税事務所の各税目担当への問合せもできます。



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

環境資料 第38008号

登録番号 8 (021)

VEGETABLE
OIL INK

R200